

公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター賛助会員入会規約

- 1 公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター（以下「暴迫センター」という。）は、賛助会員（賛助会員が法人又は団体である場合には、役員及び実質的に関与している者を含む）が次のいずれかに該当することが判明した場合には、何らの催告を要せず、賛助会員を除名することができる。
 - ① 暴力団員
 - ② 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
 - ③ 暴力団関係企業の関係者
 - ④ 総会屋
 - ⑤ 社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、その他これに準ずる者
 - ⑥ その他反社会的勢力

- 2 暴迫センターは、賛助会員が次のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、賛助会員を除名することができる。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - ④ 反社会的勢力に資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

- 3 暴迫センターが、当入会規約により賛助会員の除名をした場合には、賛助会員に損害が生じても暴迫センターはこれを賠償ないし保証することは要しない。

入会にあたり上記入会規約を
了承します。

了承しません。

令和 年 月 日

公益財団法人
福島県暴力追放運動推進センター理事長 殿

申込人住所

氏 名

印